

令和7年度

特別区民税・都民税(住民税)のお知らせ

■納税通知書を発送します

7年度住民税は、6年1～12月の所得に対して課税され、7年1月1日現在お住まいの区市町村に納めることになっています。個人で納める方と公的年金から差し引かれる方には、7年度の納税通知書を6月10日(火)に発送します。個人で納める方の第1期分の納期限は6月30日(月)です。

※納税通知書には森林環境税(年額1,000円)が含まれています。
※3月18日以降に申告した方は、申告内容が反映されていない場合があります。その場合は、後日変更通知書を送付します。
※給与から差し引かれる方には、5月12日に税額通知書を勤務先に発送しました。

問合せ	課税内容(税額)などについて…区税第一～第四係☎5984-4537 納付相談について…納付案内センター☎5984-4547 納付方法について…個人収納係☎5984-4542
-----	--

ウェブで簡単申し込み

納め忘れのない
口座振替のご利用を

口座振替の申し込みは、スマホ・パソコンからできます。一度登録すると、次期以降も引き落とされます。**申**練馬区Web
口座振替受付サービス



■課税(非課税)証明書などを交付します

7年度証明書は6月10日(火)から交付します。

問合せ	税務課税証明・軽自動車税担当(区役所本庁舎4階)☎5984-4536
-----	------------------------------------



▲区HP



証明書の交付が受けられる方

- ①税務署または練馬区に税の申告をした
 - ②勤務先が区に給与支払報告書を提出した
 - ③前年中に公的年金などを受給した
 - ④前記①～③の方に税法上扶養されている(証明内容に一部制限があります)
- ※①～④以外の方は、事前に申告の手続きが必要です。
※証明書は、7年1月1日現在お住まいの区市町村で交付します。

証明書の種類と交付手数料

1 課税(非課税)証明書

所得金額や課税額を記載したもの ※前年中の所得証明書としても利用できます(例:7年度の証明書には6年1～12月中の所得金額を記載)。

2 納税証明書

1の課税証明書に納税額を記載したもの

〈 交付手数料 〉

いずれも1通300円。

証明書の交付窓口・受付時間

- 区民事務所…平日午前8時30分～午後7時
※練馬区民事務所のみ土曜午前9時～午後5時も受け付けています(祝休日を除く)。
- 税務課…平日午前8時30分～午後5時
- 郵便局(下表の11カ所)…平日午前9時～午後4時
※申請時、区に住民登録している本人や住民票上同一世帯の親族に限ります。

郵便局名(所在地)
練馬桜台二(桜台2-17-13)
練馬貫井(貫井5-10-4)
練馬春日南(春日町1-12-3)
練馬土支田(土支田2-29-16)
練馬旭町(旭町2-43-11)
練馬田柄二(田柄2-19-36)
練馬北町(北町1-32-5)
練馬高野台駅前(高野台1-7-3)
練馬関一(関町南1-6-1)
練馬南大泉五(南大泉5-21-24)
大泉(大泉学園町4-20-23)

証明書の交付に必要なもの

本人による申請
本人確認ができるもの ○1点の提示でよいもの…官公署発行の顔写真付き証明書(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど) ○2点以上の提示が必要なもの…官公署発行の顔写真のない証明書(健康保険証、介護保険証など)
代理人による申請 ※郵便局ではできません。
①委任状(申請者本人が自署したもの) ※見本は、区HPをご覧くださいか、お問い合わせください。 ②代理人の本人確認ができるもの(前記の「本人による申請」と同じもの)

※郵送での申請、夜間・休日の受け取り(要予約)については、区HPやわたしの便利帳をご覧ください。

マイナンバー
カードを使って
便利に申請

- コンビニなどで交付窓口より100円安く取得できます
マイナンバーカードを利用してコンビニや区民事務所の証明書発行機で取得する場合の手料金は、1通200円です。利用には、マイナンバーカードに登録した電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。 ※区に住民登録している方に限ります。▶時間:コンビニ…午前6時30分～午後11時、区民事務所の証明書発行機…平日午前8時30分～午後7時 ※練馬区民事務所のみ土曜午前9時～午後5時も利用できます(祝休日を除く)。
- オンライン申請が利用できます
24時間申請でき、証明書を郵送で受け取れます(1通300円)。 ※別途郵送料が掛かります。詳しくは、区HPをご覧ください。

24

6/9(月) 終日

コンビニ交付サービスと
証明書発行機を休止します

システムメンテナンスのため、利用できません。
問区民事務所担当課調整担当係☎5984-1031

物価高騰対策給付金(不足額給付)を支給します

令和6年度に支給した調整給付額に不足が生じた方、5・6年度の低所得世帯への給付金や定額減税の対象外の方に「不足額」として現金を支給します。詳しくは、区報6月21日号でお知らせします。

問合せ 練馬区物価高騰対策給付金コールセンター
☎0120-186-906(平日午前9時～午後5時)

▲区HP